

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の90」を「100分の100」に、「100分の110」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の90」を「100分の100」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の110」を「100分の120」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

第2条 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の100」を「100分の95」に、「100分の120」を「100分の115」に改め、同条第3項中「100分の100」を「100分の95」に、「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の120」を「100分の115」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 平成29年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定

めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成30年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 5 施行日から平成30年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1（第6条関係）

中野区立幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	169,300	260,700	307,600	345,600
	2	171,400	262,800	309,900	348,200
	3	173,500	264,900	312,200	350,800
	4	175,600	267,000	314,500	353,400
	5	177,700	269,400	316,800	356,000
	6	179,800	271,800	319,000	358,600
	7	181,900	273,900	321,400	361,100
	8	183,900	276,100	323,600	363,600
	9	186,200	278,300	325,900	366,000
	10	188,300	280,500	328,200	368,400
	11	190,500	282,700	330,500	370,800
	12	192,700	284,900	332,700	373,200
	13	194,800	287,100	334,900	375,600
	14	196,600	289,200	337,200	377,900
	15	198,500	291,400	339,500	380,100
	16	200,400	293,700	342,000	382,300
	17	202,200	295,900	344,400	384,500
	18	204,100	298,200	346,800	386,500
	19	206,000	300,500	349,300	388,500
	20	208,000	302,800	351,800	390,500
	21	209,900	305,100	354,300	392,400
	22	211,800	307,300	356,600	394,300
	23	213,700	309,700	358,900	396,100
	24	215,600	311,900	361,200	397,700
	25	217,500	314,200	363,400	399,500
	26	219,300	316,400	365,600	401,200
	27	221,200	318,600	367,800	402,700
	28	223,100	320,800	369,900	404,300
	29	225,000	322,900	372,000	405,900
	30	227,200	325,100	374,000	407,300
	31	229,300	327,200	375,900	408,700
	32	231,400	329,200	377,800	410,100
	33	233,600	331,400	379,600	411,500
	34	235,600	333,400	381,400	412,700
35	237,700	335,500	383,100	413,900	

36	239,800	337,500	384,600	415,100
37	241,900	339,400	386,000	416,300
38	244,000	341,200	387,300	417,300
39	246,100	343,000	388,600	418,300
40	248,300	344,800	389,900	419,300
41	250,500	346,600	391,100	420,300
42	252,600	348,300	392,300	421,200
43	254,800	350,000	393,500	422,100
44	256,900	351,600	394,600	422,900
45	259,100	353,200	395,400	423,700
46	261,200	354,700	396,300	424,400
47	263,100	356,200	397,300	425,100
48	265,300	357,700	398,300	425,800
49	267,400	359,200	399,200	426,500
50	269,600	360,600	400,000	427,200
51	271,900	361,900	400,800	427,800
52	274,000	363,300	401,600	428,300
53	276,200	364,700	402,400	428,800
54	278,300	366,000	403,200	429,400
55	280,500	367,200	404,000	430,000
56	282,700	368,400	404,700	430,600
57	284,800	369,600	405,400	431,200
58	286,900	370,700	406,100	431,800
59	288,900	371,800	406,800	432,400
60	291,000	372,900	407,500	433,000
61	293,100	374,000	408,200	433,600
62	295,100	375,100	408,800	434,100
63	297,200	376,100	409,400	434,600
64	299,300	377,000	410,000	435,200
65	301,300	378,000	410,600	435,600
66	303,300	378,900	411,100	436,100
67	305,400	379,800	411,700	436,600
68	307,400	380,700	412,300	437,100
69	309,500	381,500	412,900	437,600
70	311,400	382,300	413,500	438,100
71	313,400	383,100	414,100	438,600
72	315,400	384,000	414,700	439,100
73	317,300	384,800	415,300	439,500
74	319,300	385,500	415,900	440,000
75	321,400	386,200	416,400	440,500
76	323,300	386,900	417,000	441,000

77	325,300	387,500	417,500	441,400
78	327,200	388,100	418,000	441,900
79	328,900	388,600	418,500	442,400
80	330,700	389,200	419,000	442,900
81	332,400	389,800	419,500	443,400
82	334,000	390,400	420,000	443,900
83	335,700	391,000	420,500	444,400
84	337,300	391,600	421,000	444,800
85	338,700	392,200	421,400	445,300
86	340,200	392,800	421,800	445,700
87	341,700	393,400	422,300	446,100
88	343,100	394,000	422,800	446,500
89	344,400	394,500	423,300	446,900
90	345,700	395,000	423,800	447,300
91	347,000	395,600	424,300	447,700
92	348,200	396,200	424,800	448,100
93	349,300	396,700	425,200	448,500
94	350,400	397,200	425,600	448,900
95	351,500	397,700	426,000	449,300
96	352,500	398,200	426,400	449,700
97	353,500	398,700	426,800	450,100
98	354,400	399,100	427,100	450,400
99	355,200	399,600	427,500	450,800
100	356,000	400,100	427,900	451,200
101	356,700	400,600	428,300	451,600
102	357,400	401,100	428,700	
103	358,100	401,600	429,100	
104	358,600	402,100	429,500	
105	359,200	402,600	429,900	
106	359,800	403,100	430,300	
107	360,300	403,600	430,700	
108	360,900	404,100	431,100	
109	361,600	404,500	431,400	
110	362,100	405,000	431,800	
111	362,600	405,500	432,200	
112	363,100	406,000	432,600	
113	363,600	406,500	432,900	
114	364,100	406,900		
115	364,600	407,300		
116	365,100	407,700		
117	365,600	408,100		

118	366,000	408,500		
119	366,500	408,900		
120	367,000	409,300		
121	367,500	409,700		
122	368,000	410,000		
123	368,500	410,400		
124	369,000	410,800		
125	369,400	411,200		
126	369,800	411,600		
127	370,200	412,000		
128	370,600	412,400		
129	371,000	412,700		
130	371,300			
131	371,700			
132	372,100			
133	372,500			
134	372,900			
135	373,300			
136	373,700			
137	374,100			
138	374,500			
139	374,900			
140	375,300			
141	375,700			
142	376,100			
143	376,500			
144	376,800			
145	377,200			
146	377,600			
147	378,000			
148	378,400			
149	378,800			
150	379,200			
151	379,600			
152	380,000			
153	380,300			
154	380,700			
155	381,100			
156	381,500			
157	381,900			
158	382,300			

	159	382,700			
	160	383,100			
	161	383,500			
	162	383,900			
	163	384,300			
	164	384,700			
	165	385,000			
	166	385,400			
	167	385,700			
	168	386,100			
	169	386,500			
再任用職員		230,800	269,800	293,000	332,000



中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年中野区教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の90」を「100分の100」に、「100分の110」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

第2条 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の100」を「100分の95」に、「100分の120」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

## 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、中野区立小学校及び中学校教育職員（中野区立小学校及び中学校の教諭（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）をいう。）をいう。

(給料)

第3条 給料は、中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号。以下「勤務時間条例」という。）第3条、第4条及び第6条に規定する正規の勤務時間（第15条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。

2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(現物給与)

第4条 中野区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要と認めたときは、職員に対し、宿舍、食事、被服及び生活に必要な施設又はこれに類する有価物を支給することができる。

2 前項に規定する現物の支給範囲、種類、数量及び支給方法については、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得なければならない。

3 前2項により支給されたものは、これを給与の一部とし、別に条例で定めるところによりその職員の給料額を調整する。

(給与の支払)

第5条 この条例に基づく給与は、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料表及び職務の級)

第6条 職員に適用する給料表は、別表第1に規定する中野区立小学校及び中学校教育職員給料表とする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類する。

3 前項の職務の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に規定する中野区立小学校及び中学校教育職員等級別基準職務表に定めるとおりとする。

4 教育委員会は、全ての職員の職を前項の等級別基準職務表に従い、給料表に掲げる職務の級に格付し、給料表により給料を支給しなければならない。

(給料の支給方法)

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間(以下「給与期間」という。)につき、給料月額的全額を月1回に支給する。

2 給料の支給日は、給与期間のうち中野区教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定める日とする。

第8条 新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給する。ただし、離職した職員が即日他の職に任命されたときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第5条及び第6条第1項に規定する週休日並びに同条第2項及び第3項の規定により週休日となった日をいう。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（地域手当）

第9条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の20の範囲内の額とする。
- 3 地域手当の支給額、支給方法その他地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると教育委員会規則で定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で教育委員会規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると教育委員会規則で定める職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離

が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると教育委員会規則で定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間（6か月を超えない範囲内で教育委員会規則で定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して教育委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が5

5,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で教育委員会規則で定めるもののうち、当該異動又は学校の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額を支給月数で除して得た額が20,000円を超えるときは、20,000円に当該支給月数を乗じて得た額)及び同項の規定による額の合計額とする。
- 4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の教育委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して教育委員会規則で定める額を返納させるものとする。
- 6 前各項の教育委員会規則を定めるに当たっては、人事委員会の承認を得るものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の

改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(特殊勤務手当)

第11条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の支給額は、当該職員の給料の100分の25を超えない範囲内において定める。ただし、職務の性質により特別の必要がある場合は、この限りでない。

第12条 職員に支給する特殊勤務手当は、教員特殊業務手当とする。

2 教員特殊業務手当は、職員が学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等若しくは対外運動競技等の引率指導業務又は学校の管理下において行われる部活動の指導業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のもの(人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める程度のものに限る。)であるときに支給する。

3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき6,400円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第13条 前2条に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(給与の減額)

第14条 職員が勤務しないときは、休日(勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。)である場合、勤務時間条例第15条から第17条までに規定する年次有給休暇、病

気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇にあつては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の承認の基準は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

（超過勤務手当）

第15条 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第8条の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 前項の勤務の区分及び割合は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第3条の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第5条の規定により週休日とされた日に勤務時間条例第6条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める時間を除く。以下「割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という。）について、1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から10



0分の50までの範囲内で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150  
(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50  
(休日給)

第16条 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し、当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給は、支給しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 第14条第1項、第15条(第2項を除く。)及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を

乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから38時間45分を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額に38時間45分を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(休職者等の給与)

第18条 休職等となった職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次に掲げる区分により給与を支給することができる。

(1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、地域手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれの100分の100

(2) 地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料及び地域手当のそれぞれの100分の80

(3) 地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料及び地域手当のそれぞれの100分の60に相当する額以内の額

(4) 中野区職員の分限に関する条例（昭和26年中野区条例第27号）第2条第1項に掲げる事由に該当して休職にされたときは、特別区人事委員会規則で定める額

2 地方公務員法第55条の2第5項の規定により休職となった職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業中の職員（以下単に「育児休業中の職員」という。）及び教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業中の職員には、その休職、育児休業又は

大学院修学休業の期間中、いかなる給与も支給しない。

- 3 前項の規定にかかわらず、育児休業中の職員については、地方公務員の育児休業等に関する法律第7条の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

(災害補償との関係)

第19条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この条例に定める給与は、支給しない。

(期末手当)

第20条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第22条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
- 4 前3項の教育委員会規則を定めるに当たっては、人事委員会の承

認を得るものとする。

第 2 1 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 2 9 条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 2 8 条第 4 項の規定により失職した職員（同法第 1 6 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 2 2 条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決

が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 4 前項の規定は、教育委員会が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 教育委員会は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(勤勉手当)

- 第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の95を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
  - 3 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及

び次条において同じ。) 」と読み替えるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

5 前各項の教育委員会規則を定めるに当たっては、人事委員会の承認を得るものとする。

(義務教育等教員特別手当)

第24条 職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、2,024円を超えない範囲内で、職務の級に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(給与からの控除)

第25条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

(1) 職員の居住の用に供する東京都又は区の施設の使用料及びその使用に必要な経費

(2) 中野区職員互助会の会費並びに中野区職員互助会の貸付金及び立替金に係る返還金及び利子

(3) 中野区職員互助会が取り扱う保険料及び火災共済事業の共済掛金

(4) 東京都職員信用組合及び中央労働金庫に対する貯蓄金並びにこれらの法人の貸付金に係る返還金及び利子

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議の上、教育委員会規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(中野区職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 中野区職員の給与に関する条例(昭和26年中野区条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「教員」の次に「並びに中野区立小学校及び中学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。)」を加える。

(中野区職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 中野区職員の育児休業等に関する条例(平成4年中野区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条中「及び中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例」を「、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例」に改め、「第19条第1項」の次に「及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例(平成29年中野区条例第38号。以下「小中学校教育職員給与条例」という。)第14条第1項」を加え、「及び幼稚園教育職員給与条例第22条」を「、幼稚園教育職員給与条例第22条及び小中学校教育職員給与条例第17条」に改める。

別表第1(第6条関係)

中野区立小学校及び中学校教育職員給料表

職務の級	給料月額
1級	157,040円

別表第2(第6条関係)

中野区立小学校及び中学校教育職員等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	教諭の職務



別表第3（第10条関係）

職員の区分 自転車等の片道の使用距離の区分	1 2以外の職員	2 身体に障害のある職員で教育委員会規則で定めるところにより通勤が困難であると認められるもの
5キロメートル未満	円 2,600	円 3,900
5キロメートル以上10キロメートル未満	3,000	5,300
10キロメートル以上15キロメートル未満	5,000	8,100
15キロメートル以上20キロメートル未満	7,000	10,900
20キロメートル以上25キロメートル未満	9,000	13,700
25キロメートル以上30キロメートル未満	11,000	16,500
30キロメートル以上35キロメートル未満	11,000	19,300
35キロメートル以上40キロメートル未満	13,000	22,100
40キロメートル以上	13,000	24,900

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等  
に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、中野区立小学校及び中学校教育職員（中野区立小学校及び中学校の教諭（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）をいう。）をいう。

(1週間の正規の勤務時間)

第3条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について31時間とする。

2 中野区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、職務の性質により前項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、中野区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める期間につき1週間当たり31時間とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

(正規の勤務時間の割り振り)

第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤

務時間の割り振りを別に定めることができる。

(週休日)

第5条 日曜日、水曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき12日の週休日を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設けるときは、この限りでない。

(週休日の変更等)

第6条 教育委員会は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、教育委員会規則の定めるところにより、第4条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、職員に同項の期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

3 前項に規定する場合において、第1項の期間内にある勤務日の勤務時間のうち既に4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振っているときは、当該勤務日の勤務時間のうち3時間45分を当

該勤務日に割り振ることをやめて当該3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日（既に勤務時間を割り振られている日を除く。）に割り振ることができる。

（休憩時間）

第7条 教育委員会は、勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間、継続して1昼夜にわたる場合は1時間30分以上の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、職務の性質により特別の勤務を命ずる場合には、必要な休憩時間を与えることができる。

3 前2項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要がある場合において、一斉に与えないことができる。

（超過勤務）

第8条 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第3条、第4条及び第6条に規定する正規の勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第9条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条第1項及び第3項において同じ。）のある

職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜に

おける勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第10条 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第8条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(休日)

第12条 次に掲げる日は、休日（特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日をいう。この条を除き、以下同じ。）とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。以下「年末年始の休日」という。）
- (3) 国の行事の行われる日で、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める日

第13条 前条各号に掲げる日が週休日に当たるときは、同条の規定にかかわらず、その日は、休日としない。この場合（年末年始の休日である場合を除く。）において、第4条第2項の規定により正規の勤務時間の割り振りを定められた職員については、その日に振り替えて、教育委員会規則で定めるところにより前条各号に掲げる日以外の日を休日とする。

(休日の代休日)

第14条 教育委員会は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、教育委員会規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、第4条又は第6条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、代休日には、特に

勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、20日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の中途において新たにこの条例の適用を受けることとなった者その他教育委員会規則で定める者のその年度の年次有給休暇の日数は、その年度の在職期間、他の条例等の適用を受ける職員としてのその年度の在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、教育委員会は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。

4 前3項に規定するもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

5 臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(病気休暇)

第16条 教育委員会は、職員が疾病又は負傷のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

2 病気休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(特別休暇)

第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の



特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（介護休暇）

第18条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 介護休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（介護時間）

第19条 教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（組合休暇）

第20条 教育委員会は、職員が職員団体の業務又は活動（以下「業務等」という。）を行うため、勤務しないことが相当であると認め

られる場合における休暇として、組合休暇を承認するものとする。

2 前項の規定による承認は、職員が職員団体（地方公務員法第53条の規定による登録を受けたものに限る。）の機関（当該職員団体の規約及び特別区人事委員会規則で定めるものに限る。以下「職員団体の機関」という。）の構成員として当該職員団体の機関の業務等（教育委員会規則で定めるものに限る。）を行う場合又は当該職員団体を構成団体とする連合体（同法第52条第1項の連合体をいう。）の機関で当該職員団体の機関に相当すると認められるものの構成員として当該連合体の機関の業務等で当該職員団体の業務等と認められるもの（教育委員会規則で定めるものに限る。）を行う場合に限り、一会計年度において30日を限度として必要最小限の範囲内で行うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、組合休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（中野区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第2条 中野区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年中野区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に改め、「第13条」の次に「又

は中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号。以下「小中学校教育職員勤務時間条例」という。）第12条及び第13条」を加え、「又は幼稚園教育職員勤務時間条例第14条」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例第14条又は小中学校教育職員勤務時間条例第14条」に改め、同条第3号中「又は幼稚園教育職員勤務時間条例第15条第3項」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例第15条第3項又は小中学校教育職員勤務時間条例第15条第3項」に改める。

（中野区職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 中野区職員の育児休業等に関する条例（平成4年中野区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項若しくは中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号。以下「小中学校教育職員勤務時間条例」という。）第17条第1項」に、「若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項若しくは小中学校教育職員勤務時間条例第19条第1項」に改める。

（中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年中野区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「教員」の次に「並びに中野区立小学校及び中学校の教員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）」を加える。

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与等に関する特別措置  
に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、中野区立小学校及び中学校教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、中野区立小学校及び中学校教育職員（中野区立小学校及び中学校の教諭（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）をいう。）をいう。

(教職調整額の支給等)

第3条 職員には、給料月額 $の100分の4$ に相当する額の教職調整額を支給する。

2 教職調整額の支給に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て中野区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

3 職員については、中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号。以下「給与条例」という。）第15条及び第16条の規定は、適用しない。

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る給与条例（第9条、第18条、第20条及び第23条の規定に限る。）の規定及びこれらに基づく教育委員会規則等の規定の適用について

は、同項の教職調整額は、給料とみなす。

(職員の超過勤務及び休日勤務)

第5条 職員については、原則として、超過勤務（中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号）第8条に規定する勤務をいう。以下同じ。）及び休日勤務（同条例第12条及び第13条の規定による休日並びに同条例第14条第1項の規定により指定された代休日における勤務をいう。以下同じ。）はさせないものとする。

2 職員に対し超過勤務及び休日勤務をさせる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 学校行事に関する業務
- (2) 教職員会議に関する業務
- (3) 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。